

平成30年度 法・条例を学ぶ講習会（産業廃棄物編）

9月14日（金）3回目の「法・条例を学ぶ講習会」がコラボしが213階の大会議室で開催されました。今回の『産業廃棄物編』では、産業廃棄物の概要、最新条例情報、最新事例等の説明をしていただきました。皆様方は、「産業廃棄物の運搬、処分の委託に関する契約、契約書に盛り込む事項等、詳しく知ることができた。」など多数のご意見が寄せられました。

また、平成29年10月1日から施行された水銀使用製品産業廃棄物の取扱いに関しては、「組み込み製品で目視確認できないものは産廃の対象外となるのか？」について「目視確認できないものは対象外である。」、他には「施設の実施確認の時、優良事業者は、情報公開をしていて内容を確認できるので、信頼出来る。」などと講師からポイント説明があり、「わかりやすかった」などの意見がありました。

なお、講義終了後には、共催者の（公財）滋賀県環境事業公社 クリーンセンター滋賀事業所 井上事務局長よりクリーンセンターの紹介がありました。終了後個別質問もされて、充実した第3回目の講習会は、滞りなく終了しました。

【プログラム】

- ◆開催日時 : 平成30年9月14日（金） 14:30～16:30
- ◆開催場所 : コラボしが213階 大会議室
- ◆講師 : 滋賀県琵琶湖環境部 循環社会推進課 児玉主幹
- ◆受講者 : 73名
- ◆内容 : 産業廃棄物の適正処理のために
 - ①廃棄物処理法（廃棄物処理及び清掃に関する法律）
 - ②各種リサイクル法（建設、食品、自動車、家電、小型家電、包装容器）
 - ③PCB 特別措置法 ④水銀使用製品産業廃棄物の取扱いについて
- ◆主催者 : 公益社団法人 滋賀県環境保全協会
- ◆共催者 : 公益財団法人 滋賀県環境事業公社

▽児玉講師の説明▽



▽当日のセミナー風景▽

